

(令和4年12月21日 Ver.5)

府立学校における新型コロナウイルス感染症 対策マニュアル

大阪府教育庁



©2014 大阪府もずやん

はじめに

府立学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動等を行うにあたって～」(令和2年12月25日 Ver. 4) 及び「府立学校における今後の教育活動等について」(令和4年10月26日付け教保第2300号) 等において、学校運営の指針を示しておりました。

このたび、11月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたこと等をうけ、文部科学省から令和4年11月29日付け事務連絡にて「飲食の場面における感染対策」及び、「メリハリのあるマスクの着用」等の、学校運営に当たって特に留意すべき点について示されたことを踏まえ、本マニュアルを改訂いたします。

また、「府立学校における今後の教育活動等について」も併せて改訂いたします。

これまでのマニュアルにおいて示してきました「第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」及び「第3章 感染が広がった場合における対応について」にかかる内容等については、府の感染状況(新規陽性者の増減やステージの移行) や、府及び国の動向に応じた対応に係る内容であり、その主な内容については、「府立学校における今後の教育活動等について」において、ポイントを絞りその都度示してきたところです。

今後も、基本的な感染症対策の考え方等については、本マニュアルにおいて、また、感染状況や府及び国の動向に応じた対応については「府立学校における今後の教育活動等について」にて示してまいります。

府立学校においては、引き続き、本マニュアル及び「府立学校における今後の教育活動等について」等を参考に、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

本マニュアル及び「府立学校における今後の教育活動等について」は、令和4年12月時点での最新の知見に基づき作成しており、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂する場合がありますので留意ください。

目次

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点.....	2
第1章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について.....	3
1. 児童生徒等への指導.....	3
2. 基本的な感染症対策の実施.....	3
(1) 「感染源を絶つ」について.....	3
(2) 「感染経路を絶つ」について.....	7
(3) 「抵抗力を高める」について.....	11
3. 集団感染のリスクへの対応.....	11
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）.....	12
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）.....	13
(3) 「密接」の場面への対応（マスクについて）.....	14
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について.....	17
(1) 基礎疾患等がある児童生徒等や医療的ケアを必要とする児童生徒等.....	17
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合.....	17
5. 児童生徒等に対する学びの保障について.....	18
(1) 臨時休業となった場合の児童生徒等に対する学びの保障について.....	18
(2) 濃厚接触者等に特定され、登校できない児童生徒等に対する学びの保障について.....	18
(3) 感染不安等により教室に入れない児童生徒等に対する学びの保障について.....	18
6. 偏見や差別・いじめへの対応.....	18
7. 教職員の感染症対策.....	20
その他.....	21

新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

I 基本的な感染症対策を講じる。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

II 3つの密を避けることに留意する。

リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。

3つの密：「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」

III 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるよう、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

VI 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。また、マスクの着用の有無にかかわる児童生徒等への心無い発言や、新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生起しないよう指導する。

感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。

第1章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを誰もが実施できるようにすることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、**教育活動を継続しつつ、感染拡大リスクが高い「3つの密」の回避、人と人との距離を確保、メリハリのあるマスクの着脱やマスク着用以外の咳エチケット、手洗いなどの手指衛生、換気といった基本的な感染症対策を講じることが重要です。**

1. 児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員が確認できない所での児童生徒等の行動です。

あらためて、児童生徒等が本感染症を正しく理解するとともに、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」等の参考資料を活用して感染症対策に関する指導を行うことが重要です。

障がいのある児童生徒等の中には、障がいの状況により、感染リスクや感染症対策への理解、新しい生活様式へのスムーズな移行が困難な者もいます。まずは教職員がこうしたことへの共通認識を持ち、一人ひとりの子どもたちの心の安定を最優先にしながら個々の状況に応じた適切な感染症予防対策を行うことが大切です。あわせて、教育活動全般において、視覚支援教材などを活用した説明や見通しを持たせること、児童生徒等の特性や強みを活かしながら代替できることを検討するなどの指導の工夫を行うことが大切です。

《参考URL》文科省HP「新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

○新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～ 令和4年3月改訂

○改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引（追補版）「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」

2. 基本的な感染症対策の実施

(1) 「感染源を絶つ」について

- ① 発熱や風邪症状がある場合には自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導を徹底する。

○ 風邪症状の例 … 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

《参考資料》 国立感染症研究所 感染症疫学センター 作成「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年11月29日版）」参照

※ アレルギー疾患や喘息等（風邪症状等と類似の症状がある疾患等）の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断することが重要です（一律に出席停止とはしない）。
なお、「診断書等」の提出を求める必要はありません。

② 登校前に自宅にて健康観察を実施するよう指導する。

※ 児童生徒等の検温結果等の健康状態を把握してください。
健康状態を把握するためのツールとして、必要に応じて「けんこうかんさつカード」や「**Google Classroom**」等を活用。

③ 登校後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに帰宅させる。

発熱や風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状が**軽快**するまでは自宅で休養するよう指導する。

【指導要録上の取扱いについて】

発熱や風邪症状がみられることにより児童生徒が登校しなかった場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

⇒関連項目 第1章4(1)(2) 参照

◇ 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。
 - ・登校前に健康観察（発熱や風邪症状の確認）を実施することについて。
 - ・発熱や風邪症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
 - ・学校にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
 - ・学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
 - ・迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
 - ・複数の緊急連絡先に連絡しても連絡がとれず、待機時間が長時間に及ぶ場合は、当該児童生徒等の状況を確認したうえで、連絡をとれなくても帰宅させる場合があることについて。
 - ※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。
- 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。
- 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。

◆ 登校後、発熱や風邪症状の体調不良者を把握した場合の留意点

- 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、**必要に応じて**他者との接触を避けられる部屋を用意し対応する。
 - ・保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、**必要に応じて**保健室以外の別室を設定する。
 - ・全教職員で連携し対応できる体制を整えること。
- 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。
 - ・当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡すること。
当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
 - ・当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
 - ・当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を**含む咳エチケット**を徹底させること。
 - ・帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。
 - ※ アレルギー疾患や喘息等（風邪症状等と類似の症状がある疾患等）の持病がある児童生徒等については、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、丁寧に聞き取りを行うとともに個別の状況に応じて適切に判断すること（一律に「速やかに帰宅させる」とはしない）。
- 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。
 - ・**2**方向の窓等を開け、換気をおこなうこと。
 - ・使用者には、**適宜、手洗い等の手指衛生を実施するよう指導する。**
 - ※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。
- **症状のある**児童生徒等に対してマスクの着用を促すとともに、対応する教職員は対応の前後に十分な手洗いを行うこと。
- 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。

◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点

- 手で触れる共有部分について
 - ・推奨される薬品・方法にて消毒等を行う。
- 衣服やリネン等について
 - ・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。
- ゴミの取扱いについて
 - ・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。
 - ※ 対応時には目・鼻・口もとを触らないようにするとともに、対応後には必ず十分な手洗いを行う。

◆ その他

- 保健教育（個別指導含む）について
 - 必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家や公共の場での過ごし方について指導する。
 - 《参考URL》厚生労働省HP
 - 家庭内でご注意いただきたいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
 - 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 平時の保健室での対応について
 - 基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。
 - ・間隔（1～2 m）をあけた配席で待機させること。
 - ・2方向の窓等を開け、換気を行うこと。
 - ※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等

(2) 「感染経路を絶つ」について

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。**WHO**は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大**72**時間、ボール紙では最大**24**時間生存するなどとしています。

以下①手洗い、②咳エチケット、③消毒について解説します。

① 手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。

様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食・給食の前後や、活動の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。

手洗いは**30**秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手洗い場に石けんを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備してください。

アルコール製剤などによる手指消毒の際は、様々なところに触れる「指先」を念入りに行うとよい。

なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず、「流水でしっかり洗う」対応で良いといった配慮を行ってください。

また、これらの取組みは、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者に対しても徹底するよう、注意喚起をお願いします。

石けんやハンドソープを使った 丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



- 接触感染とは… 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつかれます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることで粘膜から感染することを言います。

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！

1日に



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

(出典：厚生労働省ホームページ)

② 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないため、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

マスクを**していない場合**などは、飛沫による感染を防ぐため、咳エチケットを行うよう指導してください。



③ 清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の身体全体の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

下記の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常のコソブ活動の中にポイントを絞って消毒の作業を取り入れるようにしてください。**過度な消毒は不要**です。

なお、消毒は通常のコソブ活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤や消毒用エタノール等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、スクール・サポート・スタッフ等、外部人材を活用しながら実施することも考えられます。

《参考URL》

○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）HP

「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト（2021年10月31日版）」

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

○ 厚生労働省 HP

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

1) 普段の清掃・消毒のポイント（清掃活動）

机やいすの水拭き及び乾拭き、掃き掃除など、日常的な清掃活動は児童生徒等に実施させて構いません。清掃活動を行う際には、換気のよい状況のもとで実施するようにしてください。

- ・使用する家庭用洗剤や消毒用エタノール等については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・床や机、いすについては通常のコソブ活動の範囲で対応する。（特別な消毒作業は**不要**）
- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）は**1日に1回程度**、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

※ 上記の作業について、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことで代替可。

※ 上記の作業について、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略可。

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコソブ活動の範囲で清掃する。（特別な消毒作業は**不要**）
- ・器具・用具や清掃道具などを共用する物については、使用の都度消毒を行うのでは

なく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノールや家庭用洗剤等を使用する（経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する）。また、必要に応じて学校薬剤師等と連携する。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康への影響の恐れがあることから推奨されていないことに留意する。
- ・消毒作業中に目・鼻・口・傷口などを触らないようにする。
- ・消毒作業中の換気を十分に行う。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合は、必要に応じて学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者をいれて施設全体を行う必要はない。
- ・感染者が活動した範囲を特定できる場合は、高頻度で触った物品に対して、消毒用エタノールまたは**0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または、遊離塩素濃度 25 ppm以上の亜塩素酸ナトリウム消毒液**を使用して消毒を行う（なお、トイレについては、感染者が使用したと考える場合は、消毒用エタノールまたは**0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または、遊離塩素濃度 100 ppm以上の亜塩素酸ナトリウム消毒液**を使用して消毒する。）。
- ・物の表面についてのウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なるが、**24時間～72時間**くらいと言われている。

(3) 「抵抗力を高める」について

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導してください。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症は、以下の**3**つの条件（3つの密「密閉」、「密集」、「密接」）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。

この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」をめざすことが望ましいとされます。

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は **30** 分に1回（**5** 分程度）実施してください。窓は **10** センチメートルから **20** センチメートル程度であっても常時開けておくだけで換気効果があります。廊下の窓を開けることも必要です。換気は2方向の窓やドアを同時に開けて行うようにします（対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます）。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより異なることから、換気方法について、必要に応じて学校薬剤師と相談しましょう。

○ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めてください。

また、使用時は人の密度が高くなるように配慮してください。

○ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めてください。

○ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

エアコン使用時の換気の頻度について

○ 全熱交換機使用時

常時、窓等を開け換気を行う必要はないが、休み時間毎に1回（5分程度）の換気を行うこと。

○ 全熱交換機が設置されていない教室等の場合

以下のいずれかの対応を行うこと。

・常時、窓等を開け換気を行う。

・常時の換気が変わり、**30** 分に1回（5分程度）の換気を行う。

○ 換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに留意してください。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、必要に応じ、清掃を行うようにしてください。

○ 冬季における換気の留意点

冷気が入り込むために窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザ等の感染症が流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください。(難しい場合には、**30分**に1回(**5分程度**)実施。)

○ 室温低下による健康被害の防止

換気による室温を保つことが困難な場面が生じることから、その場合には、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について、柔軟に対応してください。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し温まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、気温変化を抑えるのに有効です。

○ 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、**CO₂**モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能です。学校環境衛生基準では、**1500ppm**を基準としています。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、**1000ppm**以下が望ましいとされており、必要に応じ、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

(2) 「密集」の回避(身体的距離の確保)

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル(最低1メートル)空けることを推奨しています。

教室等で授業を行う際には、可能であれば教卓の前の2席を空ける(教室のスペースに余裕がある場合には教卓の前1列を空ける)などの工夫により、授業担当者と児童生徒等との間の身体的距離を確保するように努めてください。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクについて）

① メリハリのあるマスクの着脱について

児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行ったうえで、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといった、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われることが重要です。

対応に当たっては、マスクの着用が推奨であることや、様々な理由からマスクの着用を希望する者がいること等を踏まえ、本人や保護者等の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう留意が必要。

また、マスクの着用の有無によって差別やいじめの対象とされることのないよう適切に指導を行うこと。

飛沫を飛ばさないよう、身体的距離が十分とれない場合等においては、マスクの着用が推奨されていますが、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

《参考URL》
 ○ 厚生労働省HP 「マスクの着用について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

① 安全の観点から、マスクについて「特に、積極的に外すよう促す」場面

ア 体育の授業や部活動、休憩時の外遊び等、運動を行う場面

イ 熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場面

ウ 登下校の場面 [公共交通機関を利用する際や、距離を確保できずかつ会話がある場合を除く]

※ 運動時等にマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては、適宜体調の確認や、必要に応じて休憩を取らせるなど適切に配慮願います。

② マスクの着用が不要な場面

場所		距離の確保※ ※2mをめやすとする	会話	空間の状況 (屋外・換気)	活動例
屋外	ア	○できる	○なし	(○屋外)	
	イ	○できる	×あり	(○屋外)	
	ウ	×できない	○なし	(○屋外)	
屋内	エ	○できる	○なし		
	オ	○できる	×あり	○換気が行われている	少人数授業 等
	カ	×できない	○なし	○換気が行われている	定期考査受験時 等

※ ②のア～オについては、厚生労働省作成「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」において示された「マスクの着用の必要はない」場面を抜粋しまとめたものです。

※ 表中の「○」は、「感染対策が講じられている」又は「感染リスクの低い状況」を示す。

◇ 2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律に求めず無理に着用させない。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒の様子なども踏まえ、臨機応変に対応することが重要です。

※本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片方だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※マスクを外している時は飛沫による感染を防ぐため、咳エチケットを行うよう指導。

《登下校や休み時間、図書館の利用に際しての留意点》

※登下校時や休み時間は、児童生徒のみで行動する状況が想定されることから、児童生徒に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、自ら判断し、適切な行動がとれるよう指導する。

また、マスクの着用が不要な場面においてマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、積極的にマスクを外すよう促してください。

※図書館の利用に際しても、状況に応じてマスクを外すよう促すなど、メリハリのあたるマスクの着脱となるようお願いします。

※支援学校の通学バスを利用するにあたっては「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項(令和2年12月18日時点)」を参照してください。

⇒関連項目 第1章 2.(2)③ 咳エチケット 参照

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方(5/19)も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童(2歳以上)のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策(手指衛生や換気など)を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する	着用の必要はない

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
 ※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。
 ※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満(乳幼児)**は、引き続き、**マスク着用は要めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。
 「保育所等では、個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」
 (注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を促める」としていた。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

(出典：厚生労働省ホームページ)

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

(参考)

正しいマスクの着用について

② マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルスが付着しないよう、マスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニール等に置いたり、持ち運ぶ際は袋に入れたりするなどして清潔に保ちましょう。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。マスクを外した後は、石けん等を使用し手を洗いましょう。

③ マスクの着用が難しい児童生徒等に対する指導・支援について

障がいのある児童生徒等の中には、「感触が苦手」あるいは「息苦しく感じる」等、マスクの着用が難しい者もいます。

まずは、着用が困難な原因が何かを探り、マスク着用には代わる手段がないか、個々の状況に応じて検討するなどの配慮も大切です。

なお、本人や保護者等の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないよう留意してください。

(例) 感覚過敏等から不織布のマスクの着用が困難な場合は、顔に触れられる生地の日ナゲナゲ等を口元に巻く練習から始める等、保護者との連携のもと、少しずつ短時間の着用から練習を行う。

④ フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドは、装着した本人の目の粘膜等に、他者から出た飛沫が付着することを防ぐための个人防护具の一つです。

しかし、フェイスシールドやマウスシールドについては、マスクに比べ、自分の飛沫を相手に飛ばすことを防ぐ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場面等において、フェイスシールドやマウスシールドのみで教育活動を行う場合には身体的距離に留意したうえで活用してください。

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 基礎疾患等がある児童生徒等や医療的ケアを必要とする児童生徒等

基礎疾患等がある児童生徒等や医療的ケアを必要とする児童生徒等については、重症化リスクが高い者も含まれていることから、基本的な感染症対策を徹底することはもとより、主治医の見解を保護者に確認したうえで、学校医にも相談しながら、個別に必要な対策を講じてください。

その際、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。

指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

このほか、支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等が通学バス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応してください。

なお、指導等を行う際の考え方については、「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和2年6月19日版）」を参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取してください。

学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めてください。

そのうえで、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域や状況にあるなど、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに至る、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

5. 児童生徒等に対する学びの保障について

(1) 臨時休業となった場合の児童生徒等に対する学びの保障について

※ 「府立学校における今後の教育活動等について」最新版を参照

(2) 濃厚接触者等に特定され、登校できない児童生徒等に対する学びの保障について

濃厚接触者等に特定され、出席停止の措置により登校できない児童生徒等に対しては、児童生徒等の状況に応じ、個別に学びの保障を行っていくことが重要です。

例えば、オンラインを活用し、授業の映像を配信することや課題のやり取りを双方向で行う等、学びを保障するとともに、その間の児童生徒等の学習状況及びその成果を適切に把握するよう努めてください。

なお、指導計画を踏まえながら家庭学習を課し、教員がその学習状況や成果を確認できる場合は、学校における学習評価に反映することができます。

(3) 感染不安等により教室に入れない児童生徒等に対する学びの保障について

感染不安等により教室に入れない児童生徒等に対しては、個別に学びの保障を行っていくことが重要です。

例えば、40人教室の中に入ることに不安を感じている児童生徒等に対しては、別室に登校させて質問対応をするなどの配慮を検討するとともに、継続的な登校が困難な児童生徒等に対しては、上記の(2)に準じた家庭学習の支援が必要となります。

6. 偏見や差別・いじめへの対応

新型コロナウイルスに関わって、特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は人権侵害であり、断じて許されないことです。正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないように十分留意する必要があります。

また、マスクの着用の有無にかかわる児童生徒等への心無い発言や、新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生じないように指導することや、感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いように十分配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないように指導することが必要です。

教職員が新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめ等を発見したり、児童生徒等や保護者から相談を受けたりした場合、一人で抱え込んだり、「これぐらいなら大丈夫」などと判断したりせず、速やかにいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応します。

あわせて、加害児童生徒等に対しては、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導することはもちろんですが、一方で、その行為に至った背景には、長期の休業に伴う家庭内のストレスや不安あるいは虐待等の要因も考えられることから、これらの可能性を考慮して、支援していくことも大切です。

対応に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ、関係機関等とも連携していきます。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について相談できるよう、改めて次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知してください。

- 『LINE 相談』 大阪府教育センター
毎週月曜日 17:00～21:00 (受付は 20:30 まで)
- 『すこやか教育相談 24』
電話：0120-0-78310(無料) 24 時間対応の電話相談窓口です。
- 『すこやか教育相談』 大阪府教育センター
「すこやかホットライン」(子どもからの相談)
電話：06-6607-7361 Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
「さわやかホットライン」(保護者からの相談)
電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
電話相談：月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)
Eメール相談：24 時間窓口設置 (但し回答は後日)
FAX 相談(06-6607-9826)：24 時間窓口設置 (但し回答は後日)

【参考資料】

- 令和2年6月19日付け教人第1047号「児童向け資料『しんがたコロナについて じぶんの 気もちに気づく』及び 生徒向け資料『新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別に気づくために』について」
- 新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～(日本赤十字社)
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
- (動画) ウイルスの次にやってくるもの(日本赤十字社)
<https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4>
- 令和2年11月5日付け教保第2060号「新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画について」

7. 教職員の感染症対策

教職員も、児童生徒等と同様に感染症対策に取り組む必要があります。

学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、「2. 基本的な感染症対策の実施」及び「3. 集団感染のリスクへの対応」を参考に、**メリハリのあるマスクの着脱**、手洗い、自己の健康管理といった感染症対策を**講じる**よう留意してください。

特に、マスクを**着用していない**場合は、**咳エチケット等**の飛沫感染対策を徹底してください。

出勤前には自宅にて検温等の健康観察を行い記録するなど適切な健康管理に**努めるとともに**、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話や食事の際は、できるだけ真正面を避けるなど、**3つの密**を可能な限り避けることが重要です。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して学校内で分散勤務をするといった工夫も考えられます。

職員会議等を行う際は、「**最少の人数にしぼる、換気をしつつ広い部屋で行う**」などの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は「**電子掲示版等（校内トップページ等）を活用する**」ことなども考えられます。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患する等により一定期間休む場合も想定し、教育活動等が継続できるよう、あらかじめ校内体制を整えておいてください。

その他

これまで、本マニュアルにて示していた、「第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」及び「第3章 感染が広がった場合における対応について」については、府の感染状況（新規陽性者の増減やステージの移行）や、府及び国の動向等を踏まえ、その対応の主な内容についてポイントを絞り、「府立学校における今後の教育活動等について」においてその都度示してまいりました。

今回の改訂を行うにあたり、記載内容について整理を行うこととし、「府立学校における今後の教育活動等について」において記載している内容については、本マニュアルから削除することといたしました。

今後は、「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策」や「感染が広がった場合における対応」については、「府立学校における今後の教育活動等について」を参照するようにしてください。

また、支援学校においては、「支援学校における今後の教育活動等について」も併せて参照してください。

なお、「第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」において示していた、「図書館」、「清掃活動」、「休み時間」、「登下校」にかかわる内容については、本マニュアルの第1章の関連項目に記載しております。

図書館・休み時間・登下校

⇒ 第1章 3.(3) ① マスクについて

清掃活動

⇒ 第1章 2.(2) ③ 1) 普段の清掃・消毒ポイント（清掃活動）